

日本原子力研究開発機構理事長、幌延町長、知事との面談記録

(経済部長)

皆様おはようございます。本日は、朝早くからお集まりいただきまして誠にありがとうございます。それでは、ただいまから日本原子力研究開発機構理事長と知事、幌延町長の面談を始めます。

早速ですが、まずは知事からお願いします。

(知事)

皆様、改めましておはようございます。本日は、児玉理事長をはじめ、原子力機構の皆様、また、文部科学省の有林室長、そして、経済産業省の那須課長には、大変お忙しい中、ご足労いただきましたことに御礼申し上げたいと思います。

8月2日に幌延町と道への協議申し入れのありました「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」について、9月より5回にわたり確認会議のほうを開催させていただきまして、延長の理由や期間、三者協定との整合などについて精査をした結果、この度の申し入れには、三者協定に反するものはないということを確認したところであります。

しかしですね、幌延の深地層研究は、道民の皆様の間には、延長を認めると、なし崩し的に処分場になる可能性がある。また、研究終了期限が示されていない。明確にすべきである。また、毎年研究は順調としながらの突然の延長に不信感がある。情報提供が不十分だ。といった声があるところでもあります。

本日は、このような道民の皆様の声を踏まえまして、改めて、児玉理事長に三者協定の遵守や研究に関する考え方などについて直接確認をさせていただきたいということでお時間をいただいたところであります。

それでは、早速でございますけれども確認の方に入らせていただきたいと思います。

(知事)

私からですね確認させていただきたい点は、3点あります。

1 1月に道が開催をいたしました道民の皆様に対する説明会などではですね、先ほど申し上げましたが道民の皆様の間には、将来なし崩し的に最終処分場になるのではないかといった不安の声も依然としてあったところでもあります。研究終了後は埋め戻すことや最終処分場にしないこと、また、三者協定の遵守など、計画の推進にあたっての理事長の基本的な認識について、まず、お伺いしたいと思います。

(原子力機構理事長)

おはようございます。原子力機構 理事長の児玉でございます。

弊構は、とりわけ幌延深地層研究センターの活動に対しまして、大変なご指導ご支援をいただきましてありがとうございます。

ただいまいただきましたことについてお答えさせていただきます。

三者協定は、幌延の深地層研究センターが深地層研究計画を進めていくにあたって大前提と認識しております。

原子力機構といたしましては、研究の実施主体として責任を持ってこの計画(案)に即して研究を進める考えでございます。

また、最終処分場としないことや研究終了後は埋め戻すことといったことが定められた三者協定を遵守していくことには全く変わりはありません。

その旨を計画(案)に明記させていただきたく、改めてここに提出させていただきたいと思い

ます。

よろしく申し上げます。

【 原子力機構理事長から知事、幌延町長へ手交 】

(知事)

いま、理事長からお話がありましたけれども、三者協定の遵守、いま改訂ということで、計画(案)について、最終ページに最終処分場としないこと、研究終了後は埋め戻すことについて、改めて記載いただいたということでもあります。基本的な認識についてまず伺わせていただきました。

(知事)

次に移りたいと思いますけれども、これもですが、本当に多くの方からの声があるのですけれども、その研究期間についてですね、明確になっていないということの声をあります。まず、そこで確認をさせていただきたいのですけれども、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画(案)」の研究期間でございますが、第3期及び第4期中長期目標期間、こちら9年間ということによろしいでしょうか。

(原子力機構理事長)

そのようなご理解で結構でございます。

(知事)

9年間の確認をさせていただきましたけれども、その期間を通じて必要な成果を得るということで、繰り返しになりますけれども間違いないということによろしいでしょうか。

(原子力機構理事長)

はい、原子力機構といたしましては、その期間を通じて必要な成果が得られるように、実施してまいります。

(知事)

この点について、明確になっていないという声が多かったものですから、確認をさせていただきました。

(知事)

それとですね、この3点目、最後でございますけれども、道民の皆様の間にはですね、毎年、研究は順調としていながら、当初計画の20年程度と自らが設定をしていた研究期間の延長を突然申し入れたということや、研究の進捗状況などについて十分な情報提供がなかったことなど、機構の姿勢に不安や懸念の声もあるわけでありまして、私は、やはり地域の信頼があつてですね、初めて研究ができるというものであると思っています。積極的な情報の公開と発信が必要だということふうに考えておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

(原子力機構理事長)

はい、毎年度の計画や実績はもとより、研究に対する評価、その他研究の推進に関連することにつきましても、北海道および幌延町へのご報告や、地域での説明会などを通じてしっかりと

伝えしていきたいと、そのように思っております。

また、今後の工程表を整理いたしまして、毎年度の研究成果報告などの中で、いま、どの時点であるか、どの時点であるというようなことをわかりやすくご説明していきたいと思っております。

(知事)

私からは以上ですが、町長の方からは何かございますか。

(幌延町長)

私から、2点ほど伺いたいと思います。幌延の深地層研究センターの位置づけについて、理事長の認識を伺いたいと思っております。

確認会議の中でも幌延深地層研究センターは、最終処分場としない場所で地質環境の研究や技術開発を行うことを目的とした「ジェネリック地下研究施設」であることが確認されましたが、改めて理事長の認識をお伺いしたいと思います。

(原子力機構理事長)

センターは、実際の地質環境において、地層処分を実施するために必要な技術や方法の信頼性を確認するなど基盤的な研究開発を行うための重要な研究拠点とそのように認識しております。

また、地下を体験・理解していただく場としても重要というふうに考えております。

このようなことから、幌延の地下研究施設は、最終処分場としない場所で技術を磨くと、そのような施設である、「ジェネリック地下研究施設」であることは、間違いございません。

(幌延町長)

はい、ありがとうございます。もう1点、改めて、いま、知事からもお話がありましたけども、三者協定に関する考え方について理事長にお伺いしたいと思います。

幌延深地層研究計画の推進にあたっては、言うまでもなく、三者協定の遵守を大前提に、放射性物質、放射性廃棄物を持ち込むことや使用することなく、また、最終処分場にすることなく研究を実施するというふうに私ども認識をしておりますが、理事長の認識をお伺いしたいと思います。

(原子力機構理事長)

先ほども申し述べましたが、三者協定は、幌延の深地層研究センターが深地層研究計画を進めるにあたって、三者協定を遵守することは大前提というふうに認識しております。

幌延の深地層研究計画の推進にあたっては、放射性物質を持ち込むことや使用することはせず、また、最終処分場とはしないことなどを定めた三者協定を遵守していくことを改めてお約束したいと思います。

(幌延町長)

ありがとうございます。以上です。

(知事)

それでは、ご発言をいただきましたので、児玉理事長の方からですね、三者協定の遵守、研究期間、情報公開などを確認させていただきました、本日はですね、文部科学省と経産省の方からですね、ご出席をいただいております。三者協定締結時の立会人として、そして、機構を監督するお立場からですね、機構の協定の遵守について、ぜひご発言をいただきたいと思います。

(文部科学省)

文部科学省の有林です。まずはじめに、日頃より、原子力機構が実施します研究開発につきまして、ご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

文部科学省としましては、経済産業省と連携しつつ、原子力機構が三者協定をしっかりと遵守するよう、原子力機構を監督してまいりたいと思います。

(経済産業省)

経済産業省の那須でございます。北海道知事及び幌延町長におかれましては、日頃より国のエネルギー政策並びに幌延での研究開発にご理解、ご協力を頂きまして誠にありがとうございます。

ただいまお話がありました三者協定につきましては、経済産業省といたしましても、文部科学省と連携して、原子力機構がしっかりと遵守するよう監督してまいりたいと思います。

(知事)

ありがとうございます。町長からはご発言はございますでしょうか。

(幌延町長)

ありません。

(知事)

本日はですね、研究期間の考え方や、最終処分場にしないことなど三者協定の遵守、改めて児玉理事長へ確認をさせていただく機会を得ました。

今後、道といたしましては、本日の理事長のご発言や地元幌延町のご意向、道議会でのご議論を踏まえまして、対応について判断をしてまいりたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございました。

(了)